

学則

2023年4月～

学校法人 三幸学園
東京医療秘書福祉&IT専門学校

(学年、学期)

- 第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 前項の学年を次の2学期に分ける。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
 3. 教育上必要があるときは、校長の判断により期間の変更ができるものとする。

(休業日)

- 第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。
- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏季休業（7月下旬から8月下旬までの約1か月間）
 - (4) 冬季休業（12月下旬から1月上旬までの約2週間）
 - (5) 春季休業（3月上旬から4月上旬までの約1か月間）
 - (6) 学園創立記念日（6月10日）。ただし、休業日は6月第1金曜日とする。
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。
 3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数、単位等

(教育課程、授業時数及び単位数)

- 第7条 本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表1-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9のとおりとする。
2. 別表1-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9に定める授業時数の1単位時間は50分とする。
 3. 各学科の教育課程は1年間で800単位時間以上を設定するものとする。
 4. 教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。
 5. 各学科にて卒業までに履修させる授業時数及び生徒が1年間に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は別表1-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9のとおりとする。

(授業の方法)

- 第8条 本校における授業は、講義、演習、実技、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
2. 本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。
 3. 前項の授業の方法により修得する単位数は、各学科の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

第5章 入学、休学、退学及び卒業等

(入学資格)

第17条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 修業年限が3年以上の専修学校高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続き、入学許可)

第19条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第34条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。
- (3) 合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに別表2-1に定める入学金を添え、手続きを取らなければならぬ。
- (4) 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

(保証人)

第20条 保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

第6章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第30条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可し、単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第31条 授業の聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これを許可することができる。

2. 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第7章 賞罰

(褒賞)

第32条 成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

(懲戒)

第33条 生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

3. 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 納付金、その他

(納付金)

第34条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表2-1, 2, 3のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第35条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。た

附則

この学則は令和3年4月1日より施行する。(介護福祉科) ただし、第7条(教育課程、授業時数及び単位数)、第27条(卒業の認定及び時期) 第2項については、令和3年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則

この学則は令和3年4月1日より施行する。(医療事務科、医療秘書科、医療AI科、医療保育科、診療情報管理士科、くすりアドバイザー科、歯科アシスタント科) ただし、第7条(教育課程、授業時数及び単位数)、第28条(卒業の認定及び時期) 第2項については、令和3年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則

この学則は令和4年4月1日より施行する。(医療事務科、医療秘書科、医療AI科、診療情報管理士科、くすりアドバイザー科の教育課程変更)

ただし、第7条(教育課程、授業時数及び単位数)については、令和4年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則

この学則は令和5年4月1日より施行する。ただし、第7条(教育課程、授業時数及び単位数)については、令和5年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。(目的変更、WEBデザイン・IT科の新設、医療秘書科定員変更)

附則

この学則は令和5年4月1日より施行する。ただし、第4条(課程、学科、修業年限及び定員等)、第7条(教育課程、授業時数及び単位数)については、令和5年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。(医療事務科、医療AI科、くすりアドバイザー科定員変更)

別表 2－3：東京医療秘書福祉& I T 専門学校 科目等履修生納付金

| | 科目等履修生 |
|------------|----------|
| 登録料（年間） | 30,000 円 |
| 講義科目（1 単位） | 10,000 円 |
| 演習科目（1 単位） | 15,000 円 |
| 実技科目（1 単位） | 20,000 円 |
| 実習科目（1 単位） | 20,000 円 |

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。